

第6章

計画の推進に向けて

第6章では、本計画を確実に推進するための体制と、計画の進行管理の方法についてまとめます。

- 1 推進体制
- 2 計画の進行管理



作品名「白い城」
岩部 泰二 さん

【作品の紹介】

素材はコピー用紙を4cm角に切ったものと接着剤のみで、ピンセットを使用して整え、およそ3年間かけて制作しました。

1 推進体制

(1) 各主体との連携

①庁内関係課との連携

地域福祉を推進するために、保健福祉関係課だけではなく、暮らしに関連するさまざまな関係課と連携を図っていきます。また、「からつ元気いっぱい健康プラン21（唐津市健康増進計画）」「唐津市障がい者基本計画」「唐津市からつ自立支援プラン」「唐津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」など、各福祉分野における個別計画の推進が本計画の推進につながるよう努めます。

②関係機関や団体との連携

市民、関係団体、専門職、NPO、ボランティア、事業者、社会福祉法人、市社会福祉協議会、地区（校区）社会福祉協議会と行政がそれぞれの役割を担いながら、連携・協働して、地域福祉を推進します。

(2) 各主体の役割

①市民の役割

地域福祉の主役は、地域で生活する市民です。市民一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、地域や地域福祉に対する意識を高めることや、自分にできる範囲で地域活動に参加しようという意識を持つことが大切です。

また、地域の人々が抱えている生活課題を自らの問題として受け止め、地域福祉の担い手として主体的に活動していくことが期待されます。

一方で、個人の力だけでは解決が困難な課題に直面した時に、近所の人などに「助けて」と言えるよう、日ごろから顔のみえる関係を築くよう心がけるとともに、苦しい時や助けてほしい時に「助けて」と声を上げて必要な支援を受け入れることや、自らが困りごとを市の「福祉まるごと相談窓口」をはじめとする相談先に相談していくことも大切です。

②地域の組織・団体などの役割

町内会（自治会）や民生・児童委員連絡協議会、地区（校区）社会福祉協議会などのほか地域で活動するNPOやボランティアは、市民にとって最も身近な組織・団体であり、これまでの活動実績からみても、地域における福祉活動の推進にあたって中心的な役割を担うことが期待されます。

なお、市では地区ごとに人口・世帯の状況や社会資源の状況が異なります。市内を27

の地区に分け設立されている地区（校区）社会福祉協議会には、各地区の特性や実情に合わせた活動を行うことで、より市民一人ひとりの暮らしに近い立場から地域福祉の推進を担う主体としての役割が期待されます。

③福祉サービス事業者の役割

介護保険法や障害者総合支援法の施行により、福祉のあり方が措置から契約へと移行する中、おおむねその制度が定着し、福祉サービス事業者は、地域における重要な社会資源として、地域福祉の推進に大きな役割を果たしています。

今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、行政が提供する全市的で一般的な情報や福祉サービスだけでなく、事業者による特色ある福祉サービス、関連情報が提供されることが望まれます。

また、地域と事業者が運営する施設の利用者、スタッフの距離が一層縮まるよう、積極的な情報発信を行うとともに、その人的・物的資源を活用して、市民が地域福祉活動へ参加するための支援などに取り組むことも期待されます。

④社会福祉法人の役割

社会福祉法では、「地域における公益的な取組」の実施が社会福祉法人の責務として位置付けられています。

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法に基づき設立された法人であり、地域におけるさまざまな福祉ニーズにきめ細かく柔軟に対応するとともに、既存の制度による支援や市場でのサービス供給では対応できない事業の実施など、社会福祉事業の実施に支障のない範囲において、積極的に取り組んでいくことが求められています。

今後、社会福祉法人がこれまで培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワークなどを活かしながら、「地域における公益的な取組」を実践していくことで、地域において多様化・複雑化・複合化をみせている福祉ニーズに対応するサービスが充実していくことが期待されます。

⑤市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設立された、地域福祉の推進を担う民間の団体であり、地域福祉活動の推進に積極的に取り組んでいます。

今後も、これまでの活動で蓄積してきた知識や経験、ネットワークを活かし、行政とも連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において行政だけでなく、地域の組織や団体などと連携するほか、各団体のコーディネーターとしての役割がより一層発揮されることが期待されます。

◎行政の役割

市民、地域の組織・団体、福祉サービス事業者、社会福祉法人、市社会福祉協議会は、唐津の歴史と風土の中で、それぞれ地域における福祉活動の知識や経験を重ね、活動しています。今後もそれぞれの福祉活動を推進するためには、相互の連携やつながり、協力が大切であり、行政自らも関係各部門同士の連携を進めながら、市民や関係団体の取り組みが円滑に進められるよう、引き続き支援を行っていきます。

庁内で地域福祉に関する情報の共有に努め、関連する取り組みをより効果的に推進するため、本計画の趣旨や理念が今後も引き継がれるよう、計画の進捗状況や課題を把握・検証していきます。

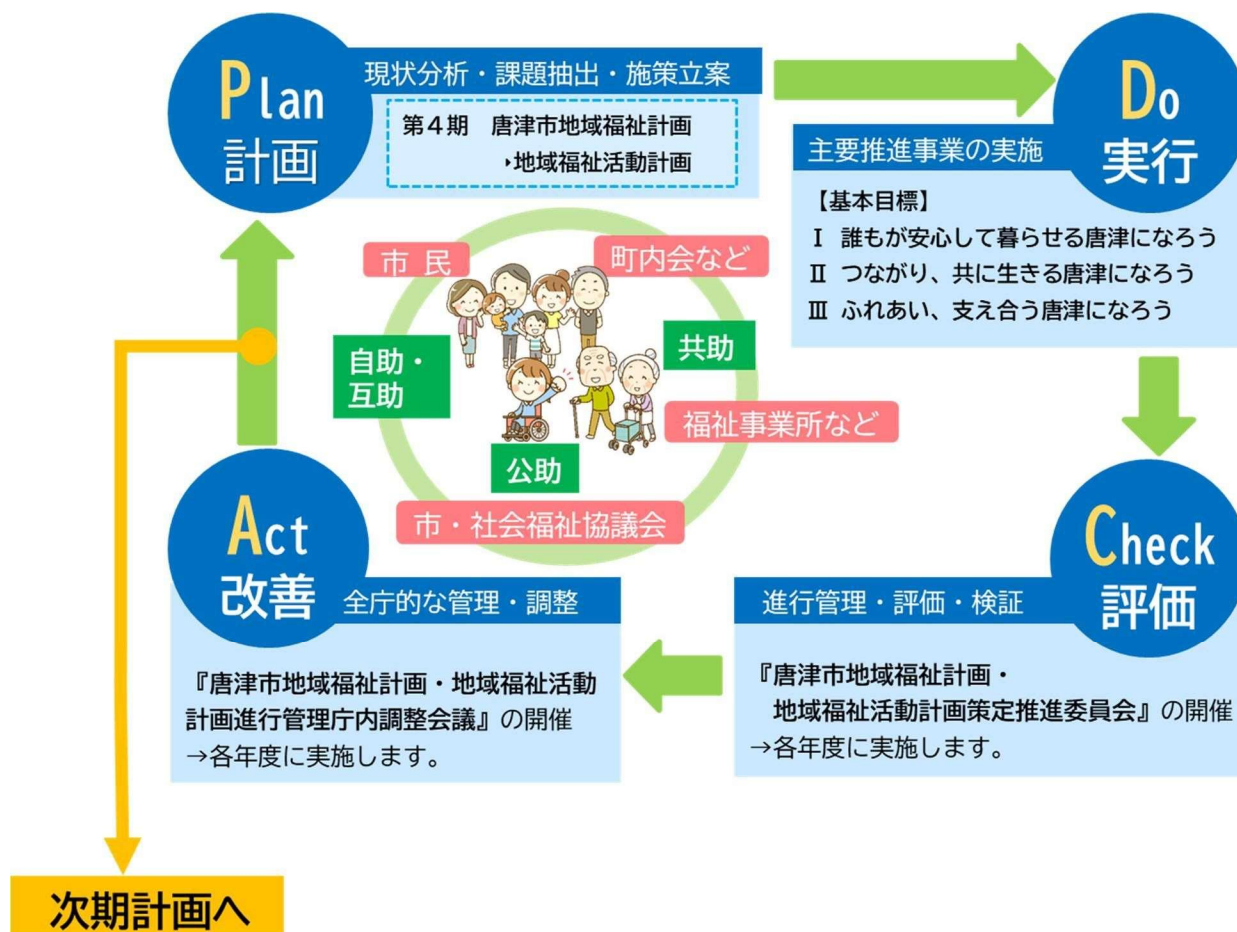
2 計画の進行管理

本計画に基づき実施する取り組みについては、本計画の趣旨や理念に基づき各担当課において着実に推進していくとともに、学識経験者や福祉関係者などで構成する「唐津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定推進委員会」において本計画に掲げた主要推進事業計画の進行管理・評価・検証を年度ごとに行い、見直しや改善につなげていくこととします。

併せて、唐津市社会福祉協議会の参加も得て庁内に設置する「唐津市地域福祉計画・地域福祉活動計画進行管理庁内調整会議」により、全庁的な管理・調整及び社会福祉協議会との調整を行います。

なお、主要推進事業以外の取り組みについては、個別計画に基づき実施する進行管理・評価・検証に委ねるものとします

▼ 進行管理体制



資料編

1 計画の策定経過

実施月日	内 容
令和4年 8月23日～ 9月12日	唐津市の地域福祉に関する市民意識調査
令和4年 8月23日～ 9月12日	唐津市地域福祉計画 分野別課題調査
令和5年 2月20日	委員委嘱状交付式及び第1回策定推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選出について ・計画策定方針説明 ・策定スケジュールについて ・計画策定の趣旨等について ・福祉を考える会の設置について ・第3期唐津市地域福祉計画の進捗状況報告
令和5年 4月～7月	福祉を考える会（4月21日／5月16日／6月2日／7月6日／ 7月14日：全5回実施）
令和5年 7月25日	第2回策定推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉を考える会の開催結果について ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画期間の見直しについて ・第3期唐津市地域福祉計画の進捗管理（令和4年度）について
令和5年 10月24日	第3回策定推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第4期唐津市地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案及び取り組みの体系について ・第4期唐津市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念について ・若い世代の意見聴取の実施方法について
令和5年 12月1日	第4回策定推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第4期唐津市地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案及び取り組みの体系について ・第4期唐津市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念について ・パブリックコメントの実施について
令和5年 12月15日～ 令和6年1月15日	パブリックコメント実施 （意見提出なし）
令和6年 1月16日	市長と中・高校生との座談会
令和6年 2月2日	第5回策定推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・市長と中・高校生との座談会の開催結果について ・第4期唐津市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）の承認について ・第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）の市長への提案

2 唐津市地域福祉計画策定推進委員会 設置要綱

○唐津市地域福祉計画策定推進委員会設置要綱

令和5年1月16日

告示第10号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づく唐津市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、市民及び関係者の意見を反映させるとともに、計画を推進するため、唐津市地域福祉計画策定推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定及び推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉事業関係者
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 保健医療関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

3 唐津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定推進委員会 委員名簿

◎：会長 ○：副会長

区 分	団体名		氏名（敬称略）
学識経験を有する者	合同会社KT福祉環境研究所	代表	松尾 清美 ◎
学識経験を有する者	唐津地区小中学校 校長会	唐津市立切木 小学校校長	宮崎 淳子
福祉事業関係者	唐津市民生・児童委員連絡協議会	副会長	佐々木 康博
福祉事業関係者	唐津市地区社会福祉協議会連絡協議会	会長	安岡 一徳 ○
福祉事業関係者	唐津市ボランティア連絡協議会	会長	山口 恭弘
福祉事業関係者	佐賀県保護司会連合会	唐津地区保護司 会防犯部長	金嶽 栄作
福祉事業関係者	公益社団法人 佐賀県社会福祉士会	社会福祉士	井田 基貴
福祉事業関係者	一般社団法人 佐賀県介護福祉士会	副会長	内山 融
福祉団体関係者 （高齢者団体）	唐津市老人クラブ連合会	会長	峯 信廣
福祉団体関係者 （障がい者団体）	唐津市身体障害者連絡協会	会計	大木 孝夫
福祉団体関係者 （障がい者団体）	唐津市手をつなぐ育成会	会長	中島 直幸
福祉団体関係者 （児童育成団体）	認定特定非営利活動法人 スチューデント・サポート・フェイス	代表理事	谷口 仁史
福祉団体関係者 （児童育成団体）	佐賀県私立幼稚園・認定こども園連合会 唐津支部	支部長	松下 誠利
福祉団体関係者 （児童育成団体）	特定非営利活動法人 唐津市子育て支援情報センター	センター長	山口 ひろみ
保健医療関係者	一般社団法人 唐津東松浦医師会	管理部長	中村 浩幸
保健医療関係者	公益社団法人 佐賀県看護協会	副会長	前田 真理子
市長が適当と 認める者	女性人材バンク		坂田 あや子

4 福祉を考える会 会員名簿

分科会	団体名	役職等	氏名 (敬称略)
高齢者福祉・介護分野 第1分科会	女性人材バンク		保利 さとみ
	(福)唐津市社会福祉協議会	地域福祉課 主事	中西 志乃
	地区社会福祉協議会連絡協議会	竹木場地区社会福祉協議会会長	井本 敏男
	唐津市民生・児童委員連絡協議会	鬼塚地区民生・児童委員協議会会長	小川 光則
	(公社)佐賀県社会福祉士会	社会福祉士	中島 佳彦
	(福)唐津福祉会	本部管理課長	中川 淳
	(一社)唐津東松浦医師会	在宅医療・介護連携支援センター びあと	江頭 佐知子
	唐津市地域包括支援課	副主査	井上 朋也
児童福祉・子育て分野 第2分科会	女性人材バンク		加茂 久子
	(福)唐津市社会福祉協議会	児童福祉課 課長	古川 俊彦
	唐津市保育会	会長	齊藤 隆沙
	母子保健推進協議会唐津支部	支部長	石田 恵子
	社会福祉法人 明照会	児童養護施設慈光園 家庭支援専門相談員	浦川 美加
	特定非営利活動法人 博心館	総務	小松 重範
	唐津市生涯学習文化財課	青少年支援センター指導主事	田代 雪博
	唐津市こども家庭相談室	副主査	川浪 貴広
障がい福祉分野 第3分科会	女性人材バンク		大久保 敦子
	(福)唐津市社会福祉協議会	地域福祉課 主事	下田 貴大
	佐賀県北部地域自立支援協議会	就労支援部会 部会長	山田 聖悟
	佐賀県北部地域自立支援協議会	生活支援部会 部会長	檜崎 登
	佐賀県北部地域自立支援協議会	唐津医療センター	浦川 高紀
	(福)まつら会指定特定相談支援 事業所からつ学園	相談支援係長	志水 笑
	佐賀県立唐津特別支援学校	進路指導主事	山下 芳史
	唐津市障がい者支援課	主任相談支援専門員	岸田 洋子
地域福祉・生活困窮者支援分野 第4分科会	唐津公共職業安定所	専門援助職業統括指導官	水田 環
	(福)唐津市社会福祉協議会	地域福祉課 主事	鶴田 佐都美
	地区社会福祉協議会連絡協議会	切木地区社会福祉協議会会長	川添 政徳
	(福)唐津市社会福祉協議会	生活自立支援センター 主事	吉田 桃子
	唐津市ボランティア連絡協議会	副会長	内山 恵子
	唐津市更生保護女性会	会長	堤 静子
	0-100地域の輪	代表	中島 直子
	Lihi Terra	代表	靈山 侑菜

5 用語解説

あ行

ICT

「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」と訳される。IT（情報技術）に加え、情報伝達（コミュニケーション）をより重視している。ICTの活用による業務の効率化、人手不足の解消などが期待されている。

アウトリーチ

支援が必要であるにも関わらず、支援の必要を自覚していない、支援拠点に足を運ばないといった人に対して、積極的に出向いて必要な支援に取り組むこと。

医療的ケア児

たんの吸引、経管栄養、胃ろう、人工呼吸器の管理などの医療的ケアが、日常的に必要なことのあること。

NPO

Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略。行政や民間企業に属さず、福祉やまちづくり等の社会貢献活動をする民間の非営利組織。都道府県等によりNPO法（特定非営利活動促進法）に基づく認証を得た団体は、法人格を有する。

LGBTQ+

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれたときに法律的／社会的に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人）、クエスチョニング／クィア（自らの性のあり方を定めていない人、規範的な性のあり方に属さない人）の頭文字を取ったもので、性的マイノリティー（性的少数者）の人々を指す言葉。

か行

居宅介護

障害者総合支援法に基づく、ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴や排せつなどの介助、食事の介護などを行うサービス。

居宅介護支援

介護保険法に基づく、介護を必要とされる人が自宅で適切にサービスを利用できるように、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望などに沿ってケアプランを作成したり、利用者と介護サービス事業者等との連絡・調整などを行うサービス。

グループホーム（共同生活援助）

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。

グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

介護保険法に基づく、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活を営みながら入浴・食事・排せつなどの介護や機能訓練を行うサービス。

軽費老人ホーム

身寄りがない、または、家庭環境や経済状況などの理由により、家族との同居が困難な高齢者が、自治体の助成を受ける形で、比較的 low 額な料金で入居できる福祉施設。

権利擁護

個人の権利をその人が主体的に行使できるよう代弁したり、支援したりすること。「成年後見制度」だけでなく、高齢者、障がいのある人、子どもの虐待の防止や、子どもの教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利など、すべての福祉分野に権利擁護の考え方は必要。

さ行

サロン

互いに支え合って暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。

自主防災組織

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織で、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）。

児童委員（主任児童委員）

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う者。一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

児童発達支援

児童福祉法に基づく、障がいのある子どもが日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、ならびに集団生活に適應することができるよう、障がいのある子ども本人の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切で効果的な指導および訓練を行うサービス。

社会資源

人びとのニーズの充足や問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。生活するうえで起こるさまざまな問題の解決を担う福祉制度や施設、人材などのこと。

社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。「地域における公益的な取組」の実施がその責務。

重層的支援体制

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制のこと。市が既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしつつ、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもので、高齢、障がい、こども、生活困窮などの分野別の支援では対応しきれないような制度の狭間のケースに向き合うため、各分野が手を取り合い、「重なり合って」支援する体制。

就労移行支援

障害者総合支援法に基づく、就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービス。

就労継続支援（A型）

障害者総合支援法に基づく、企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

就労継続支援（B型）

障害者総合支援法に基づく、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

主任児童委員

地域における子育て支援をさらに推進するため、区域を担当せず児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との協同による相談支援などをその職務とする民生委員・児童委員をいう。

障害者総合支援法

障がいのある人および障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人および障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

障がい者相談支援

障害者総合支援法に基づく、地域で生活する障がいのある人やその家族、関係機関の人たちからの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うことで、自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援する。

小地域福祉活動

小地域は福祉活動を有効にすすめられるエリアで、関係者や当事者の組織化、見守り活動、サロン活動などの活動のこと。

自立支援協議会

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業および特定相談支援事業の適切な運営、ならびに地域の障がい福祉に関するシステムづくりについての中核的な役割を果たす定期的な協議の場。

身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

生活介護

障害者総合支援法に基づき、障害者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うサービス。

生活困窮者自立支援法

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、全国の福祉事務所設置自治体の実施主体となっており、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業の実施を定めた法律。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人。

生活自立支援センター

生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮している人の問題に対し、自立した生活が送れるように支援する相談機関。生活保護にまで至らないように、早期支援することを目的としている。

生活保護

資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任し、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る。

た行

団塊の世代

昭和22年（1947年）～24年（1949年）頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。出生数で約806万人、前後の世代に比べて2～3割程度人口が多く、2025年には75歳以上の後期高齢者となる。

短期入所生活介護

介護保険法に基づく、介護者の疾病やその他の理由により、居住している自宅において介護を受けることが一時的に困難となった要介護者を短期間入所させ、入浴、排せつおよび食事その他の必要な介護を行うサービス。

短期入所（ショートステイ）

障害者総合支援法に基づく、自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービス。

地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

地域共生社会

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人びとの生活領域における支え合いの基盤の弱まりや、暮らしにおける人と人とのつながりの弱まりなど、社会構造の変化や人びとの暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法で、具体的には、地域包括支援センターなどが主催し、以下のような機能が期待されている。①医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めること、②個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化すること、③共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげること。

地域共生ステーション

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが自然に集い、住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう、地域住民やボランティアなどが協働し、支援していく地域の拠点。

地域コミュニティ

地域住民が生活する場所で、地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのこと。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。地域包括ケアシステムの実現に向けた中核的な機関として設置され、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などがその専門性を活かしながら、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステム。

通所介護（デイサービス）

介護保険法に基づく、介護老人福祉施設などに通い、入浴・排せつ・食事などの介護、生活などについての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス。

出前講座

市が行っている仕事のなかで、知りたい・聞きたいと思っている内容を講座メニューのなかから選んでもらい、市内に在住・在勤・在学のグループ・団体のもとへ職員が出向き、説明するもの。

な行

認知症

個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障がいにより持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになる疾患のこと。脳血管性のもつとアルツハイマー病に大きく区別される。

認知症サポーター養成講座

認知症の基礎知識や認知症サポーター（認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）として何ができるかなどについて学ぶ講座のこと。

は行

ハザードマップ

発生の予測される自然災害について、その被害のおよぶ範囲、被害の程度、避難の道筋や避難場所などを表した地図。

8050（ハチマルゴーマル）問題

ひきこもりの長期化・高齢化から引き起こされる社会問題で、主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態のこと。経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって、親子共倒れになるリスクが指摘されている。

パブリックコメント

（国民・住民・市民など）公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見のこと。日本では、意見公募の手続そのものを示す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続（制度）とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聴いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去ということが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出も含む）のこと。

避難行動要支援者（名簿）

平成25年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。また、同法では、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けることが規定された。

福祉員

地域の支え合い活動を推進していくため、地域から選任された地域福祉活動を支える地域ボランティア。行政区ごとに50世帯あたり1人を目安に選任されている。民生委員・児童委員と連携しながら見守り活動を中心に、地域に必要とされる福祉活動などへの協力を行っている。

福祉サービス

人が心身ともに健やかに育成され、その能力に応じ自立した日常生活を送ることができるように支援するために提供されるもの。

放課後等デイサービス

児童福祉法に基づく、学校通学中の障がいのある子どもが、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって、障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを行うサービス。

母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設。

ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談窓口、活動協力・補助、活動拠点・作業場の提供、講演会・ワークショップ開催、ボランティアネットワーク拠点としての活動などを行う組織。

ま行

民生委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

や行

ヤングケアラー

法的な定義はないが、日本ケアラー連盟による定義では「家族のケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている、18歳未満の子ども」としている。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別などに関わらず、誰もが等しく利用することができることをめざした施設や製品、情報などの設計（デザイン）のこと。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童などに関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

ら行

療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

《表紙デザインについて》

佐賀県立唐津特別支援学校 高等部2年 Y・Nさんの作品

作品名「私の中の flower ワールド」



【作品の紹介】

私が好きな花を多くの人に見てもらいたいと、いろいろな花をたくさん描きました

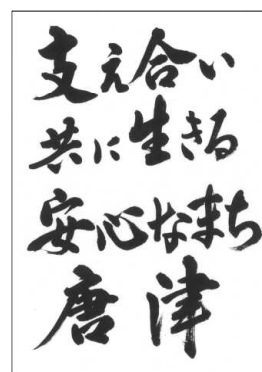
2021年12月の第72回NHK紅白歌合戦では、多様な価値観を認め合い、あらゆる色が集い、称えあうという意味を込めて「Colorful～カラフル～」というテーマが設定されました。

Y・Nさんの作品は、彩り豊かに、観る人に温かみを与えてくれる優しいタッチで描かれていて、まさに一人ひとりの多様性を尊重しようという時代の流れが感じられます。そして、作品からみなぎるエネルギーは、誰一人取り残さない社会の実現に向けた、希望と期待にあふれています。

《基本理念の題字について》

佐賀県立唐津東高校 書道部 2年 吉本 優希さんの作品

「支え合い 共に生きる 安心なまち 唐津」



《章立てページの写真について》

令和5年度に開催された唐津市老人クラブ連合会会員作品展及び障がい者作品展の作品から選定いたしました。

第4期 唐津市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行年月 令和6年3月

編 集 唐津市保健福祉部 福祉総務課
社会福祉法人 唐津市社会福祉協議会

